

2025年度 あいちモビリティイノベーションプロジェクト 「空と道がつながる愛知モデル 2030」普及啓発業務委託 仕様書

1 目的

愛知県では、ドローンや空飛ぶクルマ等の次世代空モビリティの社会実装の早期化を図るとともに、自動運転車等の「陸」のモビリティとの同時制御により創出される新しいモビリティ社会「愛知モデル」の構築や、次世代空モビリティの基幹産業化を目指す「あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」(以下「プロジェクト」という。)を推進している。

2024年2月に策定したプロジェクトの「推進プラン」にて公表した新しいモビリティ社会の将来像等について、国内外のモビリティ関係者、メディア関係者及び一般来場者に向けた普及啓発を図るため、2025年5月3日から6日まで愛・地球博記念公園で開催される「愛知万博 20 周年記念事業「遊びと学びの体験フィールド」」に出展する。

また、今後次世代「空」モビリティの社会実装を進めていく上で、地域に抵抗なく受け容れられるための安心感や信頼感の向上など、社会受容性を高めていくため、県内各地で開催される多くの地域住民が参加するイベント等に出展し、次世代空モビリティの普及啓発を実施する。

2 委託期間

契約締結日から 2026 年 3 月 27 日（金）まで

3 全般的な事項

- (1) 愛知県は、2024 年 2 月にプロジェクトの今後の取組や、方向性を示した「推進プラン」をとりまとめた。本業務は「推進プラン」やその後の進捗状況を理解した上で行うこと。

※資料：

- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」推進プラン
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/494809.pdf>)
- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」ウェブページ
(<https://a-idea.jp/soramichi/news.html>)

- (2) 本業務の実施に当たり、迅速かつ確実に対応できる要員及び体制を確保すること。

4 業務実施内容

(1) 愛知万博 20 周年記念事業への出展に関すること

愛知万博 20 周年記念事業「遊びと学びの体験フィールド」において、「あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」」のブースを出展するため、以下の業務を実施すること。

※ 愛知万博 20 周年記念事業「遊びと学びの体験フィールド」の概要

○開催日

2025 年 4 月 26 日(土)から 5 月 6 日(火)まで

○会場

愛・地球博記念公園（モリコロパーク）

大芝生広場周辺、地球市民交流センター（屋内広場ほか）

○主催

愛知県

ア 出展計画の作成

来場者やメディアに向けた効果的な出展を計画的に行うため、出展計画を作成すること。

- ・ 作成部数：20 部（別途データでも提出）

- ・仕様等：ファイル（A4）閉じ、2穴開け加工、カラー両面、目次、ページ入り
- ・納期：4月中旬（別途調整）

※出展計画の内容については、プロジェクトの関係者とよく調整すること。

イ 出展概要

- ・出展会場：愛・地球博記念公園 地球市民交流センター体育館
- ・出展期間：2025年5月3日（土）から5月6日（火）各日午前10時～午後5時まで
- ・出展面積：10m×6m（出展ブースの形状等については、効果的な展示ができるよう主催者と調整すること。）
- ・出展料：無料
- ・諸経費：光熱費及び通信費等の諸経費については、必要に応じて申し込み、料金を支払うこと。

ウ 出展内容

（ア）パネル展示

- ・プロジェクトや推進プラン、展示物等の解説について、昨年度県が作成したパネルを展示すること。
- ・新たにパネルを作成する場合は、プロジェクトの関係者と調整の上、作成すること。
- ・来場者にとってより魅力的な内容となるよう創意工夫すること。

（イ）次世代空モビリティ及び同関連技術（製品・サービス）の展示

- ・展示物は、次世代空モビリティ（ドローンもしくは空飛ぶクルマ）及び同関連技術（製品・サービス）とすること。
- ・展示物の搬入出にあたっては、展示物の所有者に搬入出方法やスケジュールを漏れなく、遅滞なく伝えるとともに、滞りなく搬入出が行えるようサポートすること。
- ・各展示物のキャプションを作成し、設置すること。
- ・プロジェクトの関係者と調整を十分に行い、充実した展示内容とすること。
- ・単なる製品展示のみにならないよう、学習・体験要素を加えるなど来場者にとって有意義な展示となるよう創意工夫に努めること。

（ウ）動画放映

- ・展示ブース内にディスプレイ（60インチ程度）を設置し、昨年度県が作成した動画を放映すること。
- ・新たに動画を作成する場合は、本イベントでの放映に限らず、将来にわたり活用できる内容とすること。
- ・1本、5分程度の動画を繰り返し放映すること。
- ・プロジェクトの意義や内容が広く一般に伝わる内容とすること。
- ・プロジェクトの関係者等との調整を十分に行い、撮影・編集が滞りなく行えるよう努めること。

（エ）ドローン操縦体験

- ・ドローン体験スペースにて、トイドローン等の操縦体験など、体験要素を加えた活動を実施すること。

【ドローン体験スペース概要】

- ・実施会場：愛・地球博記念公園地球市民交流センター体育館ドローン体験スペース
- ・実施面積：6m×3m
- ・実施期間：2025年5月3日（土）～6日（火）

（オ）設営及び撤去に関する事

- ・出展ブースで必要となる装飾、展示用備品の手配、照明工事、設営及び撤去を行うこと。
- ・必要となる看板等の製作、設営及び撤去を行うこと。

【設営日】

2025年5月2日（金）から5月3日（土）午前8時30分まで

【撤去日】

2025年5月6日（火）閉会后～5月7日（水）

※設営及び撤去について、園内に車両を乗り入れる場合、公園の規則に従うこと。

※設営及び撤去スケジュールや深夜作業等について、別途主催者からの指示がある場合はそれに従うこと。

(カ) 運営に関すること

- ・イベント運営用のマニュアルを作成すること。
 - 作成部数：20部（別途データでも提出）
 - 仕様等：ファイル（A4）閉じ、2穴開け加工、モノクロ両面、目次、ページ入り
 - 納期：4月中旬（別途調整）
- ・催事期間中の進行運営管理を行うこと。
- ・インフォメーション（展示ブース総合案内、配布物の配布・保管等）を設置すること。
- ・運営スタッフ（受付、会場案内、誘導等）に係る企画、手配及び運営管理を行うこと。
- ・展示ブースの環境維持を図るため、適宜清掃を行うこと。
- ・その他展示ブースの設営・運営に必要な業務を実施すること。

エ デモフライト

(ア) デモフライト概要

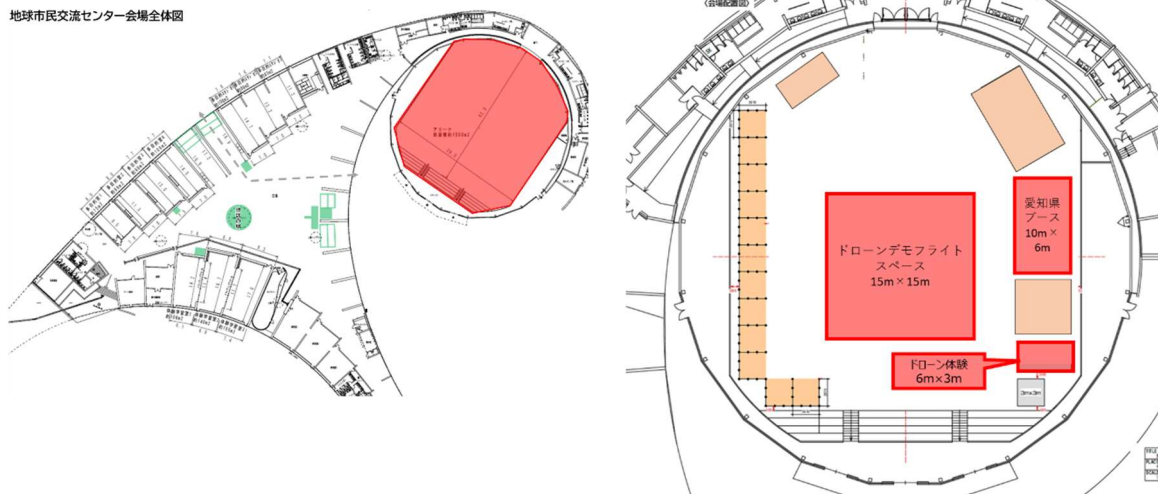
- ・実施会場：愛・地球博記念公園地球市民交流センター体育館デモフライトスペース
- ・実施面積：15m×15m
- ・実施期間：2025年5月3日（土）～6日（火）各日3回15分ずつ実施
- ・実施内容：国産ドローンを使用したデモフライト

(イ) デモフライト実施協力企業・団体との調整

- ・デモフライト実施に向け、協力企業・団体と、日時や実施回数等について調整すること。
- ・また、実施内容や説明員等についても、協力企業・団体と調整し、実施すること。

【展示ブース及びデモフライト会場図面】

地球市民交流センター会場全体図



オ 広報に関すること

- ・会場にて、パンフレットやノベルティの配布を行うこと。
- ・配布するパンフレットやノベルティは、過去に県が作成し、提供するものを使用すること。

(2) 県内各地域でのイベント出展に関すること

県内各地で開催される多くの地域住民が参加するイベント（例：市町村等が実施する産業まつり等）において次世代空モビリティの普及啓発活動を行うこと。

ア 出展するイベント

(ア) 対象となるイベント

県内54市町村が主催又は開催を支援※するイベント

※商工団体・観光協会等が開催するイベントも対象とする。

(イ) 出展回数

5回程度※

※イベントが複数日に渡る場合でも1回とカウントする。

イ 出展するイベントの選定

- ・上記対象となるイベントを主催等支援する県内市町村を対象に公募を行うこと
- ・公募の時期・方法・出展するイベントの選定方法等については県と調整を行うこと。

ウ 出展内容

次世代空モビリティの社会受容性の向上に効果的な展示や行事（以下「展示等」という。）を企画することとし、次の（ア）～（エ）を実施することを基本とする。

なお、実際の展示等の内容について、広さや展示環境により（ア）～（エ）すべての実施ができない場合は、県と協議の上、実施内容を決定すること。

（ア）パネル展示

- ・プロジェクトの解説、展示物等の解説等について、パネルを展示すること。なお、具体的内容については、プロジェクトの関係者と調整の上、展示すること。
 - パネルのサイズ：B 1 サイズ（728mm×1030mm）程度
 - パネルの展示枚数：8枚程度
- ・パネルのサイズ、枚数及び内容については、あくまで参考とし、来場者にとってより魅力的な内容となるよう創意工夫すること。
- ・過去に出展した際に使用したパネルの再利用は可能であるが、プロジェクトの進捗によって内容の深化が図られる場合等においては、適宜再作成すること。

（イ）動画放映

- ・展示ブース内にディスプレイ（60インチ程度）を設置し、昨年度県が作成した動画を放映すること。
- ・新たに動画を作成する場合は、本イベントでの放映に限らず、将来にわたり活用できる内容とすること。
- ・1本、5分程度の動画を繰り返し放映すること。
- ・プロジェクトの意義や内容が広く一般に伝わる内容とすること。
- ・プロジェクトの関係者等との調整を十分に行い、撮影・編集が滞りなく行えるよう努めること。

（ウ）機体等の展示

- ・次世代空モビリティ（ドローン、空飛ぶクルマ）及び同関連技術（製品・サービス）を展示すること。
- ・展示機体については、プロジェクトの関係者と調整を十分に行い、充実した展示内容とすること。
- ・各展示物のキャプションを作成し、設置すること。
- ・各展示物及び参加者の安全を確保すること。
- ・展示物の搬入出にあたっては、展示物の所有者に搬入出方法やスケジュールを漏れなく、遅滞なく伝えるとともに、滞りなく搬入出が行えるようサポートすること。

（エ）体験的活動

来訪者が主体的に行う学習・体験要素を加えた活動を実施すること。

（例）・ドローンのデモフライト見学

- ・ドローンの操作体験
- ・空飛ぶクルマ搭乗が体験できるVR体験
- ・ドローンの組立体験
- ・次世代空モビリティが飛び交う未来に関するワークショップの実施

エ 広報に関すること

会場配布用のパンフレット・ノベルティ等の企画及び制作を行うこと（納品日時・場所は別途指示）。

○パンフレットの仕様：A 3 両面カラー 2つ折り

- パンフレットの部数：イベントごとに日本語 500 枚 英語 50 枚
- ノベルティ：仕様は県と調整し、イベントごとに 100 部作成すること。

(3) Web ページに関すること

プロジェクト普及啓発用 Web ページの企画及び制作を行うこと（納品日時・場所は別途指示）。

- ・Web ページについては、県が指示するページを更新すること。
- ・Web ページは、県と協議し作成すること。
- ・愛知万博 20 周年記念事業への出展について、速やかに出展情報を Web ページに掲載すること。また、以後適宜内容の見直しを図ること。
- ・県内各地域でのイベント出展について、県が記者発表をする場合はその後速やかに、それ以外はイベントの 2 週間前までに Web ページにてイベントの周知を行うこと。

(4) 機運醸成タスクフォース（機運醸成 TF）の開催

効果的なイベント出展とするため、大規模イベントへの出展や、事業の取りまとめを行うため、機運醸成 TF を開催すること。

- (ア) 参加者
タスクフォースメンバー、イベント出展関係者
- (イ) 開催頻度
3 回／年程度
- (ウ) 場所
愛知県内の会議室（オンライン実施も可とする）
※なお、オフライン開催の場合、県が用意する会議室を使用すること。
- (エ) 内容の想定
 - ・イベント出展ブースレイアウト検討
 - ・イベント出展結果の取りまとめ
 - ・次回イベント出展へ向けた改善点について

(5) (1) 及び (2) の共通事項

ア イベント出展に関する調整・準備・運営等

- (ア) 出展への申し込み等必要な申請書類は、県と調整のうえ、遅滞なく提出すること。
- (イ) 出展にかかる費用が必要な場合は、受託者で負担すること。
- (ウ) イベント主催者から支給されるもの以外の必要な機材一式は、受託者で準備すること。
- (エ) 会場設営・管理及び撤去（現状復旧）については、イベント主催者の指示に従い、円滑に行うこと。
- (オ) 運営等に必要なスタッフは、受託者で確保するとともに、プロジェクトのメンバーと協力し、効果的なイベントの実施体制を構築すること。
- (カ) 安全管理に万全を期すこと。なお、万が一、事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、直ちに県へ報告すること。

イ その他展示ブースの運営に関すること

- ・ブース来場者数・来場者アンケートを集計すること。
- ・来場者等の案内を行うスタッフは、スタッフジャンパーを着用すること（県支給）。

5 留意事項

- ・業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。また、業務の実施に当たっては傷害、損害等に備えて各種保険に加入すること（受託事業者、主催者又は展示物の提供者が既に加入している保険で対応できる場合は新規加入を求めない）。
- ・県と十分協議のうえ本事業を実施すること。
- ・事業を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。

- ・委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- ・事業実施において、個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じこと。
- ・当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- ・本事業を実施することにより発生した仕様書第6項に示す成果物以外の知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう)については、次に掲げる事項を遵守することを条件に、受託者に帰属するものとする。
- ・本事業の実施により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。
- ・本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- ・受託事業者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。

6 成果品作成部数等

受託者は、業務完了に伴い、以下の通り報告書を提出すること。

(1) 提出書類

- | | |
|------------------------------|-----|
| ア 実績報告書 | 2 部 |
| ※図面等を除き、A4判縦、横書き、左綴じ、適宜カラー印刷 | |
| イ 実績報告書の電子データ | 1 式 |
| ウ その他、業務にあたって県が作成を指示した資料 | 1 式 |

(2) 提出先

〒460-8501
 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
 愛知県 経済産業局 産業部産業振興課
 次世代産業室モビリティイノベーション推進グループ